

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用について

1 目的

本運用は、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更するにあたり、営繕工事において必要となる手続き、積算方法等を定めることを目的とする。

2 調達検討資材

調達検討資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材とする。工事においては、塗料(さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む)、防水材(シーリングを含む)、断熱材(押出法ポリスチレンフォーム等)、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材が想定される。一般財団法人経済調査会や一般財団法人経済物価調査会等の機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とするが、建設資材の流通状況は日々変動するため、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議の申出があった場合には、誠実に協議に応じることとする。

3 別途調達経費

別途調達経費は、次の(1)、(2)の場合における調達変更により必要となる経費をいう。労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。材料費に連動する専門工事業者等の諸経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更は行うものとする。

- (1) 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- (2) 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)

4 手続きの流れ

- (1) 発注者は特記仕様書(別紙1)または設計書に本運用の対象であることを記載するものとする。
- (2) 発注者は、必要に応じて調達検討資材を設計図書に示すものとする。なお、設計図書に示す以外の資材についても、受注者から協議があった場合には、調達検討資材に該当することを確認の上、本運用の対象とする。
- (3) 代替資材の調達をせざるを得ない場合または流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合には、受注者は、事前に監督職員と条件変更要求書(別紙2)及び調達検討資材に関する協議書(別紙3)等の書面を提出し、監督職員と協議するものとする。
- (4) 設計変更に際し、受注者は、調達検討資材に関する実施報告書(別紙4)、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等(以下「証明書類」という。)の資料を監督職員に提出するものとする。

- (5) 代替資材を調達する場合、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料(カタログ等)を監督職員に提出するものとする。
- (6) 設計変更にあたっては、代替資材の規格、仕様の記載または流通状況を踏まえた調達経費を別途必要とする調達をした旨を設計図書に示すものとする。
- (7) 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (8) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条(スライド条項)の対象外とする。
- (9) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (10) 既契約工事についても本運用の対象とし、発注者もしくは監督職員はその旨を通知する。

5 積算方法

(1) 設計変更を行う対象数量

- 1) 当初設計書内訳書または変更設計書内訳書の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量を、設計変更を行う対象数量とする。

(2) 設計変更にかかる材料単価

- 1) 受注者から提出された証明書類に記載された購入価格を使用する。
- 2) 実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。
- 3) 妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている価格を使用することができる。

(3) 別途調達経費の算出法

- 1) (2)で算出した材料単価と設計変更前の設計単価との差額に(1)の対象数量を乗じ、さらに材料費に連動する専門工事業者等の諸経費を加算して求める。
- 2) 設計変更前の材料の設計単価は、市場単価については市場単価方式へ移行する前の歩掛り等を参考に求める。単位施工単価は、ベース単価の材料費の割合を使用し、求める。
- 3) 材料費を抽出して確認することが困難な材工一式の単価の場合は、材料費以外の価格の変更が含まれていない証明書類の提出を受注者に求め、それをもとに別途調達経費を計上することができる。